

平成30年度 久留米市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成30年度久留米市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 128,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

平成30年3月2日提出

福岡県久留米市長 大 久 保 勉

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 貸付事業収入		千円 87,000
	1 貸付事業収入	87,000
2 繰入金		2,000
	1 一般会計繰入金	2,000
3 繰越金		38,000
	1 繰越金	38,000
4 諸収入		1,000
	1 雑入	1,000
歳入合計		128,000

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1 2 4, 0 0 6
	1 事業費	1 2 4, 0 0 6
2 公債費		2, 2 7 2
	1 公債費	2, 2 7 2
3 諸支出金		7 2 2
	1 一般会計繰出金	7 2 2
4 予備費		1, 0 0 0
	1 予備費	1, 0 0 0
歳 出 合 計		1 2 8, 0 0 0

